

第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域設定の考え方

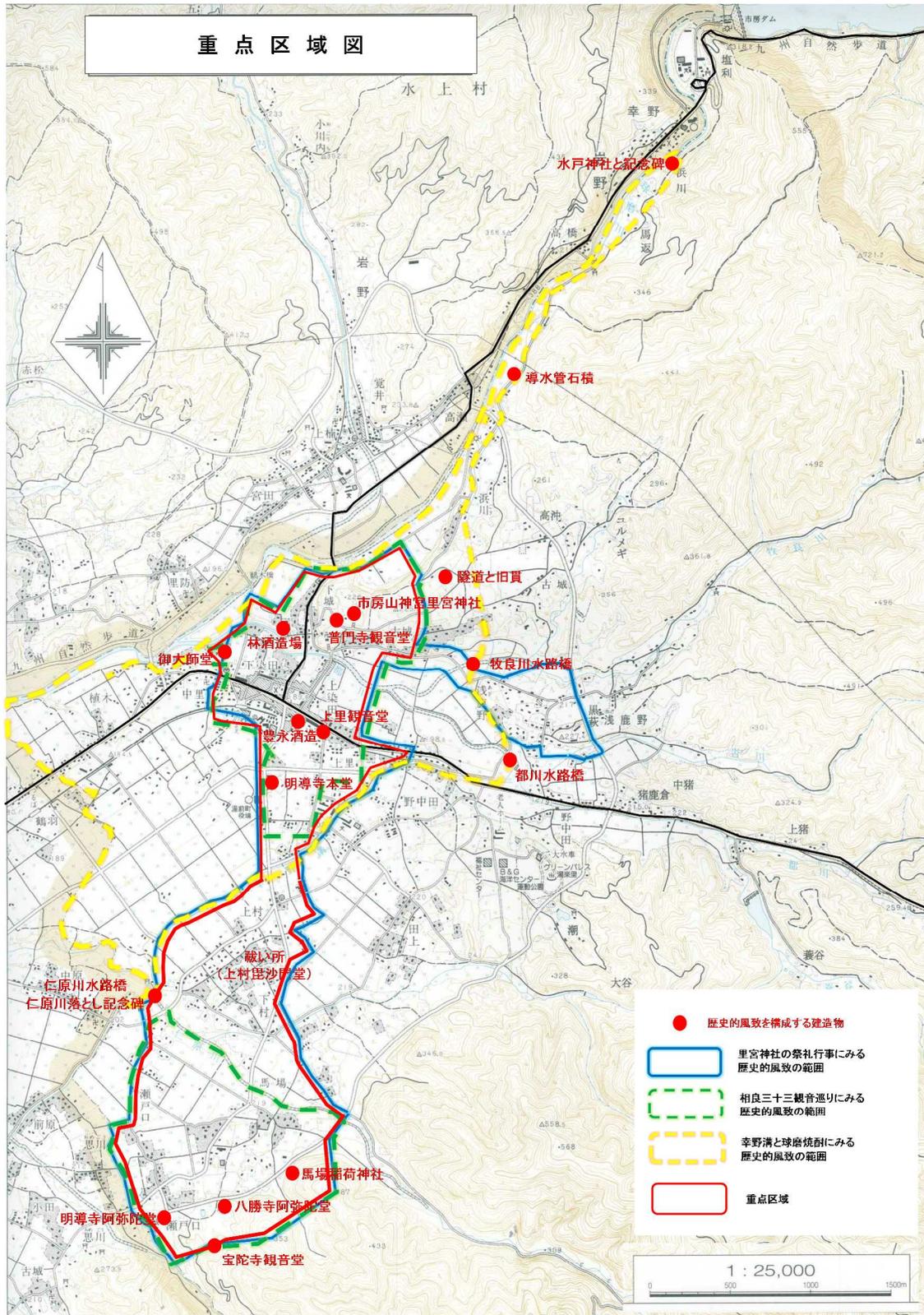
本計画における重点区域は、国が指定をする文化財を中心として、その他の文化財や歴史上価値の高い建造物が集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も展開され、それらが一体となって湯前町の風情を醸し出し、良好な環境を形成している範囲とする。

また、歴史的風致を構成する文化財や活動の維持、発展に寄与する施策を重点的に実施することにより、歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。

本町には、豊かな自然環境と長い歴史によって育まれた地域固有の歴史的風致が形成されており、市房山神宮里宮神社の裾野から鉄道や国道の沿線として発展した中里・上里区といった中心市街地と、重要文化財となっている明導寺阿弥陀堂や八勝寺阿弥陀堂などの古社寺が多数現存し、幸野溝の開削によって発展した旧東方村に位置する辻、瀬戸口、馬場区などの集落を、市房山神宮里宮神社の祭礼行事や相良三十三観音巡りといった神仏信仰と、幸野溝の開削から受け継がれている農業や球磨焼酎といった伝統産業などの人々の活動が、地域の暮らしとともに一連の区域として密接に繋げている。

このように、建造物と活動と市街地環境が一体をなす歴史的風致は、町内に広く見られるものの、人口減少や少子高齢化の進展は、祭礼行事や歴史的建造物の維持管理に関する担い手不足と活動を支える人々の繋がり希薄化などの要因となっており、歴史や伝統の継承に支障をきたしていくことが懸念され、これらに対する多様な施策の推進により、保存継承と地域間の連携や、観光客の増加等に繋げていくことが求められる。

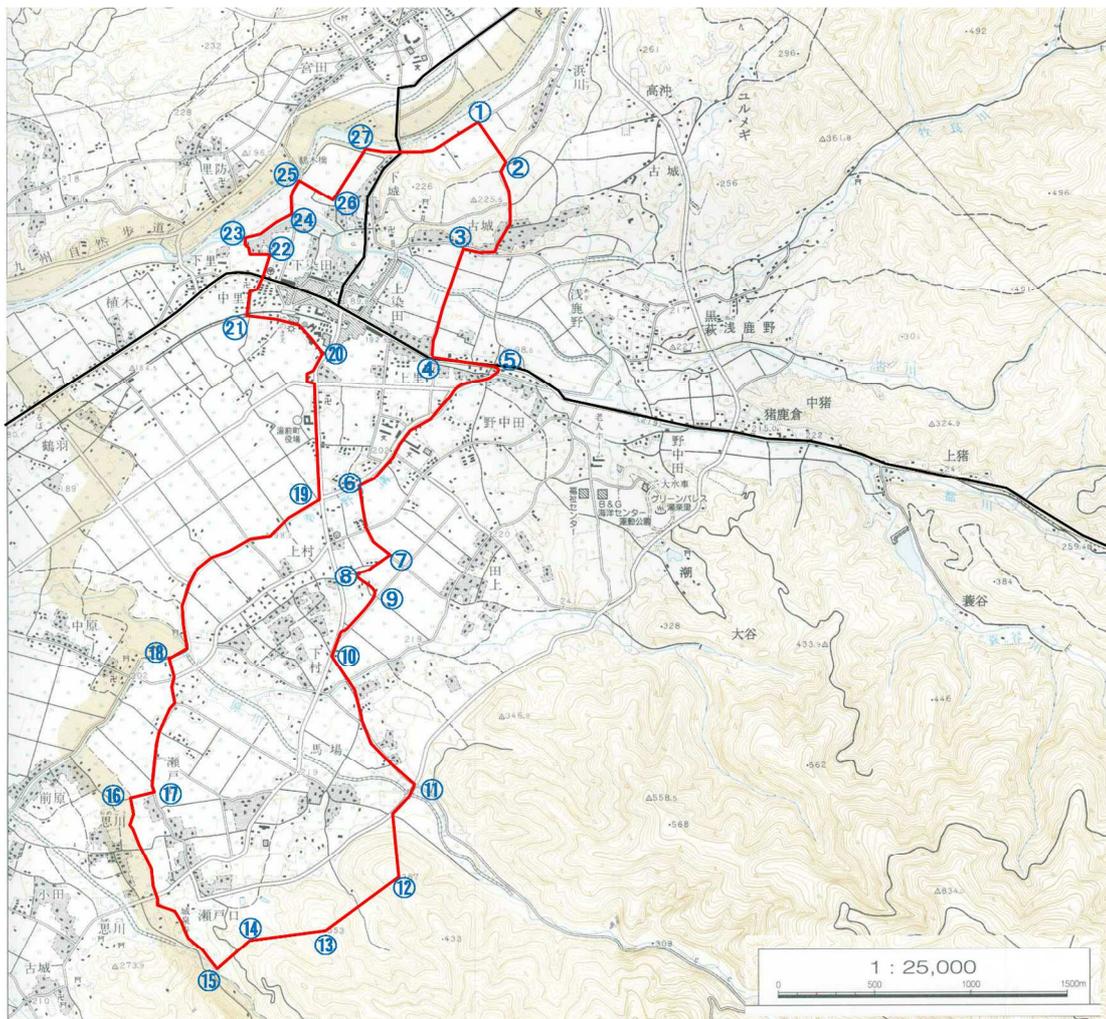
このような状況を踏まえ、本町の歴史的風致の維持及び向上のための施策の効果を、より重点的かつ効率的に発揮させるため、重要文化財が位置し、複数の歴史的風致が重なり合う区域を重点区域として設定し、歴史的風致の維持向上を図るため各種の施策を展開していく。



2 重点区域の位置

名称 湯前町歴史的風致維持向上区域

面積 382.11 ha



町道永岡線・永岡6号農道交差点	久米川内川～町道瀬戸口線
県道幸野染田線	町道瀬戸口線
県道幸野染田線・町道上里古城線交差点	町道天神線終点
町道上里古城線・国道219号交差点	町道天神線・県道錦湯前線交差点
国道219号・町道古城野中田線交差点	県道錦湯前線・町道梅木線交差点
町道幸野溝側線・町道下京手線交差点	⑲ 中里第2踏切～町道御大師線
町道下京手線・町道平榎木線交差点	⑳ 御大師堂
上村区薬師堂	㉑ 御大師堂～都川
町道上村田上線・町道平榎木線交差点	㉒ 県道西の園中里線(古町橋)
町道東方線・町道永野線交差点	㉓ 県道西の園中里線・落鶴2号農道交差点
町道仁原線・南部ふるさと農道交差点	㉔ 落鶴2号農道
南部ふるさと農道～5707番地1地内標高367m地点	㉕ 落鶴2号農道と町道永岡線始点を結ぶ直線
5703番地1地内標高353m地点	
宝陀寺観音堂	
久米川内川(多良木町の境界)	

3 重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果

本重点区域は、町内各集落で行われている数多くの神仏信仰行事の中でも、地域の氏神的な位置づけとなっている市房山神宮里宮神社の例大祭や東方組太鼓踊り等の奉納舞、さらには、相良三十三観音めぐり等に見られる特徴的な地域における信仰行事、あるいは地域住民の誇りである疎水幸野溝をはじめとした田園風景と水環境で構成される。

本町の重点区域内において、歴史的風致の維持及び向上を重点的かつ一体的に推進することで、貴重な歴史的建造物等を確実に後世に継承することが可能になるとともに、歴史、文化、伝統の価値を町内外に示し、観光等の魅力を増大させることとなる。

また、歴史的風致の維持及び向上の取組みにより、歴史、文化、伝統に対する理解を一層深めることが可能となるとともに、この地域に暮らす人々も含め、その特性と価値を認識することや地域への帰属意識の向上を図り、地域全体に広がる歴史的風致を生かしたまちづくりの展開が期待できる。

4 良好な景観の形成に関する施策との連携

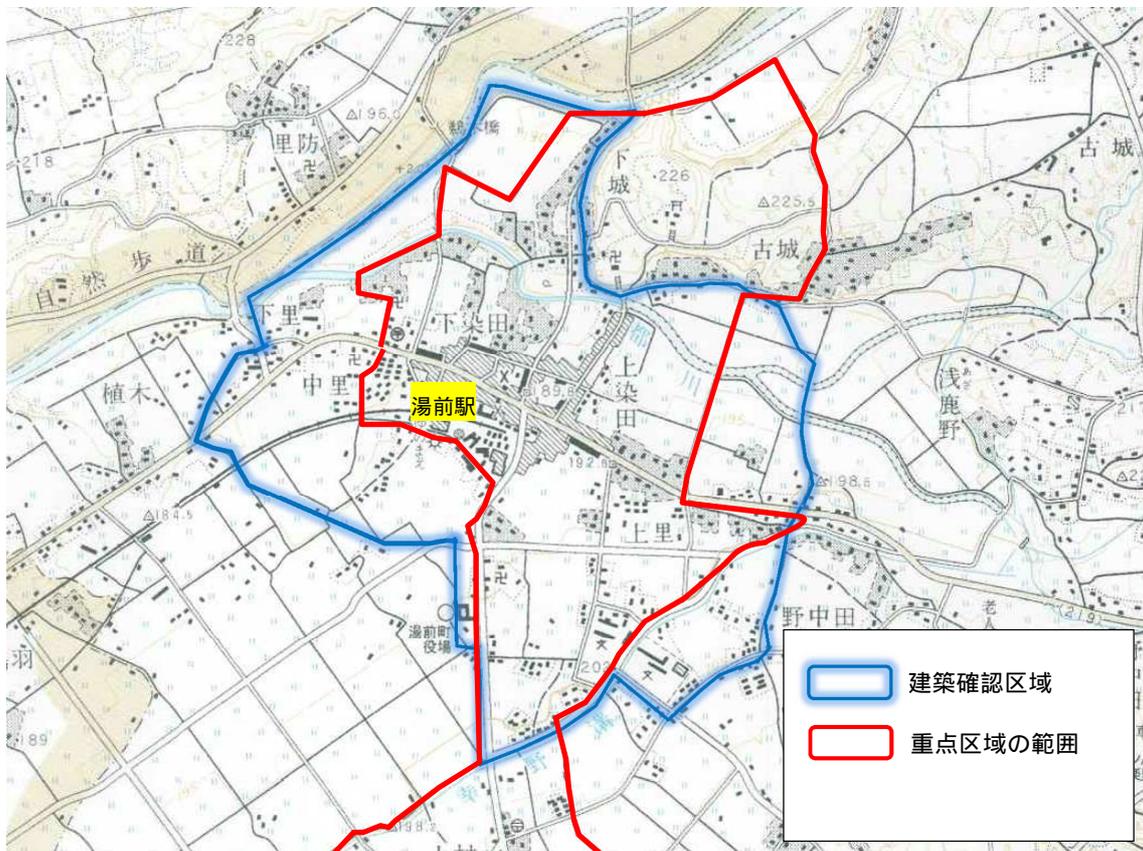
(1) 都市計画との関係

本町は都市計画区域を指定しておらず、今後は住民等へのまちづくりへの普及・啓発を図りながら、地域の実情に応じた土地利用の規制導入に関する検討を行い、歴史・文化を活かしたまちづくりの推進を図っていくこととする。

重点区域においては、歴史的風致の維持及び向上のための施策効果が、重点的かつ効率的に発揮されるよう、規制の導入に関する検討や、歴史・文化を活かしたまちづくりを重点的に推進していくこととする。

なお、湯前駅周辺の中心市街地においては、建築基準法の確認区域の指定がなされており、重点区域の一部がこの区域内に位置している。

建築基準法の確認区域図



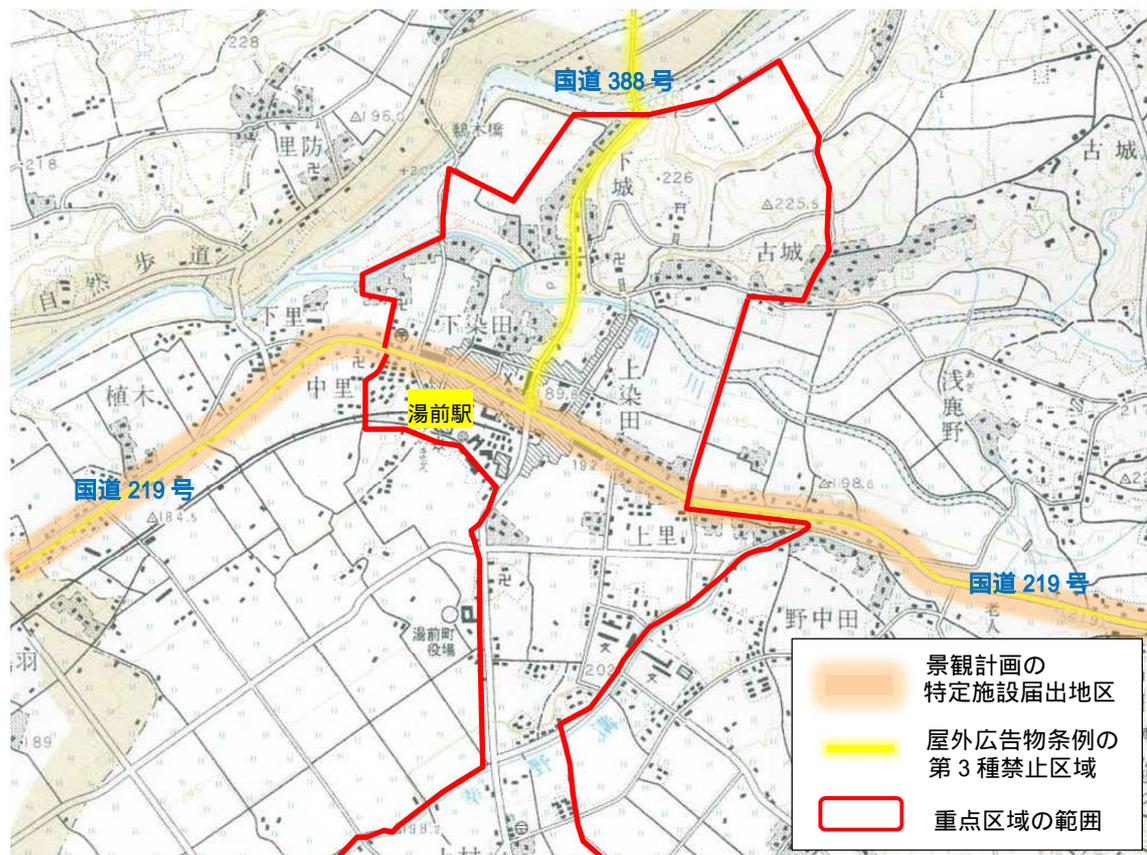
(2) 景観計画等との連携

本町は全域が熊本県景観計画区域に含まれ規制区域となっており、重点区域内では、国道 219 号の沿線が特定施設届出地区となっている。

また、国道 219 号及び 388 号の沿線が、熊本県屋外広告物条例の第 3 種禁止区域となっている。

第 3 章で述べたように、本計画期間内に景観行政団体への移行と景観計画の策定に向けた検討を行っていくこととし、屋外広告物に係る条例等も併せて検討を進めていくものとする。

景観計画の特定施設届出地区及び屋外広告物条例の第 3 種禁止区域図



(3) 湯前農業振興地域整備計画との連携

湯前町歴史的風致維持向上区域には、水田や畑地といった農業振興地域整備計画の対象となっている農用地が含まれており、豊かな田園風景の維持形成といった面から、湯前町農業委員会等との連携を行い、重点的に耕作放棄地の発生防止と畦畔(けいはん)や水路の適切な維持管理を図っていくこととする。

湯前農業振興地域整備計画区域と重点区域

